

研究開発責任者（PI）の人事費の支出について

研究開発責任者（以下「PI」という。）の人事費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人事費の支出について」（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、下記に従い手続等を行ってください。

1. 対象者

PIとして研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者を原則とする。

2. 支出額

対象者の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で対象者が設定する。

3. 支出の条件

次の全ての条件を満たすこととする。

- （1）直接経費に対象者の人事費（の一部）を計上することについて、対象者本人が希望していること
- （2）対象者が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること
- （3）対象者が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

4. 申請に係る手続き

研究機関は、対象者の人事費（以下「PI人事費」という。）を計上する研究費の申請までに、PI人事費の支出に係る体制整備状況（別添様式1）及びPI人事費の活用方針（別添様式2）を提出する。

5. 執行後の手続

研究機関は、委託事業実績報告書の提出に併せて、確保した財源の活用実績の報告書（別添様式3）を農林水産省担当者に提出するものとする。

6. その他

4及び5で提出が必要な様式は、本資料に添付しているほか、下記の農林

水産省農林水産技術会議事務局 HP からもダウンロードが可能。

【URL】

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/kobo/2026/kankei_tsuchi_2026.html